

# 熊本縣市町村森林所有者情報整備事業実施要領

## 第1 通 則

### 1 目的

この要領は、市町村森林所有者情報整備事業（以下「事業」という。）を推進するに当たり、その適正な執行を期すために、必要な事務処理について定める。

### 2 関係法規

事業の実施については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）、市町村森林所有者情報整備事業実施要領（平成24年4月6日付け23林整計第222号林野庁長官通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成26年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業の内容

森林の土地所有者となった旨の届出等市町村が把握する森林所有者情報への対応や、市町村森林整備計画のマスタープラン化に必要な森林情報の整備のために必要な事業を行うものとし、具体的な内容は次のとおりとする。

#### （1）システム整備

市町村における森林所有者情報の整備への対応に必要な森林GIS等のデータシステム整備、県が整備する森林所有者情報システムとの共有化に必要なシステムの構築等

#### （2）情報整備

森林所有者情報の整備又はその整備に資する森林資源情報、施業履歴、路網データ等の市町村が利用する森林情報の整備

#### （3）現地調査の実施

市町村が利用する森林所有者情報又は森林資源情報に関する現地調査の実施

ただし、（2）又は（3）の事業は、所有者情報を管理できるシステムの整備を既に行っている又は行うものに限り、実施できる。

## 2 事業主体

市町村

## 3 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、1の(1)～(3)の実施に要する経費とし、補助率は1/2以内とする

### 第3 事業の計画

#### 1 事業計画の作成

この事業を実施しようとする市町村長は、市町村森林所有者情報整備事業計画書(別記第1号様式)を作成する。

#### 2 事業計画の承認

(1) 市町村長は、要項第3条に基づく事業実施計画承認申請書に1の規定による計画書を添付し、事業計画の承認申請書を所管する広域本部の長(ただし、熊本市、宇城地域振興局管内及び上益城地域振興局管内の市町村においては上益城地域振興局長。阿蘇地域振興局管内及び球磨地域振興局管内の市町村においては、各地域振興局長。以下「本部長等」という。)を経由して知事に提出する。

(2) 知事は、(1)により提出された事業計画について適正であると認められる場合は、それを承認し別記第2号様式により通知する。

#### 3 事業計画の変更

事業計画の変更については、前2の(1)及び(2)の規定を準用する。

### 第4 事業実施に伴う手続

#### 1 事業の実施

事業の実施は、第3の2の規定による承認を受けた事業計画に基づいて実施する。

#### 2 補助金の交付申請

(1) 市町村長は、規則第3条及び要項第6条に定める交付申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出する。

(2) 要項第6条第2項第1号の「事業計画書」の様式は、別記第1号様式による。

(3) 要項第8条第2項の変更申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

事業変更計画書(様式は別記第1号様式を準用し、上段に変更前、下段に変更後を記載する。)

### 3 事業の着工

- (1) 事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づいて行なうものとし、着工した場合は、速やかに事業着工届（別記第3号様式）を本部長等に提出する。
- (2) 補助金交付申請後において、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、市町村長は要項第9条に基づき補助金交付決定前着工承認申請書（別記第4号様式）を本部長等に提出し、知事の承認を得るものとする。

### 第5 概算払請求書に添付する書類

要項第15条第2項の請求書に請求内訳書（別記第5号様式）を添付するものとする。

### 第6 事業の完了に伴う手続

#### 1 完了届

市町村長は、事業が完了したときは速やかに完了届（別記第6号様式）を本部長等に提出する。

#### 2 県の確認検査

本部長等は、前項の事業完了届の提出があったときは、熊本縣市町村森林所有者情報整備事業確認検査要領に基づき確認検査を行う。

#### 3 補助金実績の報告

要項第13条第2第1項の事業実績書は、別記第7号様式とする。

#### 附 則

この要領は、平成24年7月19日から施行する。

この要領は、平成25年5月9日から施行する。

この要領は、平成26年6月27日から施行する。